

京都市交通局管理規程第15号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

別表第1部長共通の項第11号を次のように改める。

- (11) 1件3,000,000円以下の管理者が別に定める随意契約に係る物品等の調達決定及び契約に関すること。

別表第1部長共通の項第13号を次のように改める。

- (13) 1件10,000,000円以下の物品等の調達決定に関すること。ただし、管理者が別に定める随意契約に係るものを除く。

別表第1部長共通の項に次の1号を加える。

- (17) 後援名義及び協賛名義の使用許可に関すること。

別表第1予算担当課の課長等及び予算担当事業所の所長共通の項第5号及び第6号中「物件、労力その他」を「物品等」に改め、同項に次の1号を加える。

- (10) 1件1,000,000円以下の土地、建物及びその他事業施設並びにこれらの附属物に係る小規模な修繕の決定及び契約に関すること。

別表第2次長の項第14号を次のように改める。

- (14) 1件10,000,000円以下の管理者が別に定める随意契約に係る物品等の調達決定及び契約に関すること。

別表第2次長の項第16号及び第17号を次のように改める。

- (16) 1件20,000,000円以下の物品等の調達決定に関すること。ただし、管理者が別に定める随意契約に係るものを除く。

- (17) 1件80,000,000円以下の物品等の調達契約に関すること。ただし、管理者が別に定める随意契約を除く。

別表第2企画総務部長の項第12号を次のように改める。

- (12) 1件50,000,000円以下の物品等の調達契約に関すること。ただし、管理者が別に定める随意契約を除く。

別表第2自動車部長の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第7号を第5号とし、第6号を削り、第8号を第6号とする。

別表第2総務課長の項中第4号の次に次の5号を加える。

- (5) 事業概要及び統計速報の発行に関する事。
- (6) 通学定期券発売学校の学外実習先の指定に関する事。
- (7) 乗車券の調整に関する事。
- (8) 不用乗車券及び原紙の廃棄に関する事。
- (9) 拾得物の取扱いに関する事。

別表第2中企画課長の項を削る。

別表第2職員課長の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2財務課長の項第5号を次のように改める。

- (5) 1件5,000,000円以下の物品等の調達契約に関する事。ただし、管理者が別に定める随意契約を除く。

別表第2営業課長（自動車部）の項中第3号を削る。

別表第2運輸課長（高速鉄道部）の項中第3号を削る。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（交通局企画総務部総務課）

（交通局企画総務部財務課）